

V 規則・規程

1. 学則
2. 学位規程
3. 学生規程
4. クラブ等の団体の昇格等
に関する申合せ
5. 授業料取扱規程
6. 学業成績優秀者給付奨学
金規程
7. 給付奨学金規程
8. 兄弟姉妹同時在学時授業
料の免除に関する規程
9. 人権擁護等に関する規程
10. 懲戒等に関する規程
11. Office365 を利用した情報
ネットワークガイドライン
12. ソーシャルメディア
ガイドライン
13. 学友会会則
14. 学友会選挙管理細則

札幌保健医療大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 札幌保健医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、専門の学術の理論及び応用を深く研究・教授し、保健医療における有為な人材を養成、社会の発展に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況等について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果について公表する。

2 自己点検・評価に関し必要な事項は別に定める。

3 第1項の自己点検・評価に加え教育研究等の総合的な評価について、学校教育法施行令第40条に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受ける。

(教育内容等の改善のための組織的改善)

第3条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。

2 前項の教育内容等の改善に関し必要な事項は、別に定める。

(情報公開)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、積極的に情報公開する。

2 前項の情報公開に関し必要な事項は別に定める。

第2節 組織

(学部及び学科)

第5条 本学に、次の学部及び学科を置く。

保健医療学部 看護学科

栄養学科

2 学科の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科	100名	400名
	栄養学科	80名	320名

3 大学及び学科の教育上の目的

(1) 大学

本学の教育理念である「人間力教育」を根幹に、「豊かな感性」、「高潔な精神」、「確かな知力」を培い、「他者との共存」ができる人間力を有し、多様化する保健医療の進展と地域のニーズに対応できる実践力を備えるとともに、将来にわたり保健医療の専門性を追求し続ける保健医療専門職者を育成する。

(2) 看護学科

看護学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、看護学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、看護を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する看護専門職者を育成する。

(3) 栄養学科

栄養学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、栄養学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、栄養の管理・指導を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する栄養専門職者を育成する。

(大学院)

第5条の2 本学に大学院を置く。ただし、大学院学則は別に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 事務局の事務を統括し職員を指揮監督するため、事務局長を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 評議会及び教授会

(評議会)

第9条 本学に、評議会を置く。

2 評議会の組織等については、別に定める。

3 評議会は、次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学の管理運営の重要事項に関すること

(2) 大学の将来構想に関すること

(3) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関すること

(4) 教員の人事計画に関すること

(5) 教員の採用、退職及び昇任等に関すること

(6) 学生の入学に関すること

(7) 学生の奨学金に関すること

4 評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第10条 学部に教授会を置く。

2 教授会の組織等については別に定める。

3 教授会は、次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関すること

(2) 学位の授与に関すること

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる次の各号に掲げる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 教育・研究の基本方針に関すること

(2) 教育課程の編成に関すること

(3) 学則その他学部運営に関する規程等の制定及び改廃に関すること

(4) 学生の指導及び賞罰に関すること

- (5) 学生の除籍に関すること
- (6) 学生の奨学金に関すること
- (7) 入学試験要項に関すること
- (8) 教員の教育研究業績の審査に関すること

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- (3) 本学の創立記念日
- (4) 夏期休業
- (5) 冬期休業
- (6) 春期休業

2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認める場合は、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第15条 学生は8年を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することの出来る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

- (7) 専修学校の高等課程（修業年限3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第3節 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成）

第21条 本学は、学部・学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

（授業科目）

第22条 授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目及び教職に関する科目とする。

2 各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目に分け、各年次に配当する。

（授業の方法）

第22条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技にいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

（履修の要件）

第23条 学部・学科における履修の要件については、別表1、別表2、及び別表3及びのとおりとする。

2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

（単位計算方法）

第24条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義・演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、45時間の実験・実習又は実技をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

（単位の授与）

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（他大学等における授業科目の履修等）

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60 単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 27 条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 28 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第 29 条 本学学生にして、前 2 条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第 30 条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(成績)

第 31 条 授業科目の成績評価は、秀（100 点～90 点以上）・優（90 点未満～80 点以上）・良（80 点未満～70 点以上）・可（70 点未満～60 点以上）・不可（60 点未満）の 5 種をもって表わし、可以上を合格とする。

(その他)

第 32 条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、別に定める。

第 4 節 休学・転学・留学・退学・除籍・再入学及び復籍

(休学)

第 33 条 疾病その他特別の理由により 2 カ月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められるものについては、学部長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 34 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 15 条の在学期間に参入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学部長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 35 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第41条に定める在学期間に含めることができる。

3 第26条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第37条 病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第15条に定める在学年限を超えた者

(3) 第34条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(編入学及び再入学)

第39条 本学に他大学等から編入学を志願する者又は、やむを得ない理由で本学を退学した者で、その後2年以内に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項により、入学を許可された者の既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、学長が決定する。

3 第46条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできない。

4 編入学及び再入学に関する規程は別に定める。

(転学科)

第40条 所属する学科から他学科へ変更することを志願する者があるときは、その学科に欠員がある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に転学科を許可することがある。

2 転学科に関する規程は、別に定める。

(復籍)

第41条 第38条第1号に該当する事由により除籍された者で、未納の授業料等に相当する金額を納付して復籍を願い出た者に対しては、学長が許可することがある。

2 前項により復籍を許可された者に対し必要な事項は、学長が決定する。

第5節 卒業及び学位等

(卒業)

第42条 本学に4年以上在学し、別表1及び別表2に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第43条 前条により卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

保健医療学部 看護学科 学士（看護学）

栄養学科 学士（栄養学）

(免許及び資格の取得)

第44条 看護学科の学生で第42条に定める卒業要件を満たした者は、保健師助産師看護師法に基づき、看護師国家試験受験資格を取得する。

2 看護学科の学生で保健師国家試験受験資格を希望する者は、第1項の規定を満たし、かつ別表1に定める保健師に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

- 3 栄養学科の学生で第42条に定める卒業要件を満たした者は、栄養士法並びに同法施行規則に基づき、栄養士免許証が交付され、また管理栄養士国家試験受験資格を取得する。
- 4 栄養学科の学生で第3項の規定を満たし、かつ別表3に定める栄養教諭養成課程を履修し、免許状授与に必要な単位数を修得した者は、教育職員免許法並びに同法施行規則の規定に基づき、栄養教諭一種免許状が授与される。

第6節 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 科目等履修生等

(科目等履修生)

第47条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、各学科等の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として学長が受入を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第8節 入学検定料、入学金及び授業料並びに教職課程履修費等

(納付金)

第48条 入学検定料、入学金及び授業料並びに教職課程履修費及び栄養教育実習費の金額は、別表4及び別表5のとおりとする。

(授業料の納付)

第49条 授業料は、年額の二分の一ずつを次の2期に分けて納付することができる。

区分	納期
前期（4月から9月まで）	4月中
後期（10月から翌年3月まで）	10月中

(復学の場合の授業料)

第50条 前期又は後期の中途において、復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(前期で卒業する場合の授業料)

第51条 前期で卒業する者の授業料は年額の二分の一を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第52条 学期の中途で退学した者、又は停学を命じられた者の該当期分の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第53条 前期又は後期の中途で休学を許可され、又は命ぜられた者についての休学期間の授業料は徴収しない。

(納付した授業料等)

第54条 納付した入学検定料、入学金、及び授業料は、特別の事情がある場合を除き返戻しない。

第3章 改正及び細則

(改正)

第 55 条 本学則の改正は、教授会及び評議会を経て理事長が行う。

(その他)

第 56 条 学部規程のほか、本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

2 2019 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 23 条第 1 項に規定する別表 3 の保健医療学部栄養学科
教職に関する履修要件は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 2021 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 23 条第 1 項に規定する別表第 3 については、なお従前
の例による。

附 則

1 この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

2 2022 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 23 条第 1 項に規定する別表 1 及び別表 2 については、な
お従前の例による。

附 則

この学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2023 年 10 月 1 日から施行する。

別表1 保健医療学部看護学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	自由		
基礎教育科目	学習と思考力	学びの理解	1	1		講義	
		生物学		1		講義	
		化学	2			講義	
		論理的思考	1			講義	
		情報処理	1			演習	
		統計分析法	1			演習	
		情報リテラシー	1			演習	
	言語と表現力	小計(7科目)	6	2	0	—	
		英語I(基礎)	1			演習	
		英語II(会話)	1	1		演習	
	人間と社会	英語III(読解)				演習	
		英語IV(総合)	1	1		演習	
		表現技法I(読解・分析)				演習	
		表現技法II(討議・発表)	1			演習	
		小計(6科目)	4	2	0	—	
	心理学 倫理学 現代社会論 生態学 生活環境論 教育学 文学と人間 スポーツ科学と運動 スポーツ理論 法と人権 地域社会文化論 国際社会論 社会貢献と活動	必修科目 15 単位及び選択科目 9 単位以上、計 24 単位以上修得	2			講義	
			1			講義	
			2	1		講義	
				1		講義	
			1	1		講義	
				1		講義	
			1	2		講義	
				2		講義	
			1	1		講義	
				1		講義	
			1	1		演習	
						◆	
			5	13	0	—	
	基礎教育科目 計		15	17	0	—	
専門基礎科目	個人と健康	形態機能学I	2			講義	
		形態機能学II	2			講義	
		感染免疫学	2			講義	
		病態学	2			講義	
		薬理学	2	1		講義	
		栄養代謝学	2			講義	
		臨床栄養学	1			講義	
		生涯発達論	1			講義	
		臨床心理学	1			講義	
		疾病治療論I	2			講義	
		疾病治療論II	2			講義	
		小計(11科目)	18	1	0	—	
	社会と健康	必修科目 24 単位及び選択科目 3 単位以上、計 27 単位以上修得	1			講義	
			2	2		講義	
			1	1		講義	
			1	1		講義	
			1	1		講義	
			1	1		講義	
			1	1		講義	
			1	1		講義	
			1	1		演習	
			6	7	0	—	
			24	8	0	—	

別表1 保健医療学部看護学科教育課程

科目区分		授業科目的名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考	
必修	選択			必修	選択	自由			
専門科目	看護の基本	看護学概論	必修科目 73 単位及び選択必修科目「クリティカル看護論」「慢性看護論」「リハビリテーション看護論 II」から 1 単位、選択科目 4 単位以上、計 78 単位以上修得	2			講義		
		看護技術総論		1			演習		
		援助関係論		1			演習		
		看護技術論 I		2			演習		
		看護技術論 II		2			演習		
		看護技術論 III		1			演習		
		健康教育論		1			講義		
		家族看護学		1			講義		
		看護倫理		1			講義		
		看護理論		1			講義		
		看護基礎実習 I		1			実習		
		看護基礎実習 II		2			実習		
		地域看護学概論		1			講義		
		地域看護実習		2			実習		
	小計(14科目)			19	0	0	—		
	人間の発達段階と看護活動	成人看護学概論		1			講義		
		成人看護活動論 I		2			講義		
		成人看護活動論 II		1			演習		
		成人看護活動論 III		1			演習		
		外來看護実習		1			実習		
		成人看護実習 I		2			実習		
		成人看護実習 II		2			実習		
		小計(7科目)		10	0	0	—		
		高齢者看護学概論 I		1			講義		
		高齢者看護学概論 II		1			講義		
		高齢者看護活動論 I		1			演習		
		高齢者看護活動論 II		1			演習		
		高齢者看護実習		3			実習		
		小計(5科目)		7	0	0	—		
		小児看護学概論		2			講義		
		小児看護活動論 I		1			演習		
		小児看護活動論 II		1			演習		
		小児看護実習		2			実習		
	小計(4科目)			6	0	0	—		
	母性看護	母性看護学概論		2			講義		
		母性看護活動論 I		1			演習		
		母性看護活動論 II		1			演習		
		母性看護実習 I		1			実習		
		母性看護実習 II		1			実習		
	小計(5科目)			6	0	0	—		
	精神看護	精神看護学概論		2			講義		
		精神看護活動論 I		1			演習		
		精神看護活動論 II		1			講義		
		精神看護実習		2			実習		
	小計(4科目)			6	0	0	—		

別表1 保健医療学部看護学科教育課程

科目区分	授業科目的名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	自由		
専門科目	在宅看護学概論		1			講義	
	在宅看護論 I		1			講義	
	在宅看護論 II		1			演習	
	在宅看護実習		2			実習	
	医療安全論		1			講義	
	災害看護論		2			講義	
	看護学研究法		2			講義	
	看護課題研究		2			演習	
	クリティカル看護論			1		講義	
	慢性看護論			1		講義	
	リハビリテーション看護論 I			1		講義	
	リハビリテーション看護論 II			1		講義	
	スポーツと看護			1		講義	
	国際看護論			1		講義	
	看護管理論			1		講義	
	看護教育論			1		講義	
	看護総合実習		2			実習	
	実践総合演習		1			演習	
	栄養サポートチーム論		1			講義	
	地域連携ケア論 I		1			講義	
	地域連携ケア論 II		1			講義	
	地域連携ケア論 III		1			講義	
	地域連携ケア論 IV		1			講義	
	小計(23科目)		19	8	0	—	
	専門科目 計		73	8	0		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論			1		講義	
	公衆衛生看護支援論 I			2		講義	※
	公衆衛生看護支援論 II			2		演習	※
	公衆衛生看護対象論 I			2		講義	※
	公衆衛生看護対象論 II			1		講義	※
	公衆衛生看護展開論			2		講義	※
	公衆衛生看護管理論			2		講義	※
	公衆衛生看護実習 I			2		実習	※
	公衆衛生看護実習 II			2		実習	※
	公衆衛生看護実習 III			1		実習	※
	小計(10科目)		0	17	0	—	
合計 (120科目)			112	50	0		

※印は保健師国家試験受験資格取得希望者のみ履修できる科目

◆印は※のほかに養護教諭二種免許取得申請に必要な科目

別表2 保健医療学部栄養学科教育課程

科目区分	授業科目的名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考		
			必修	選択	自由				
基礎教育科目	学習と思考力	学びの理解 論理的思考 情報処理 統計分析法 情報リテラシー 生物学 基礎化学 小計(7科目)	必修科目 17 単位 及び 選択科目 9 単位以上、計 26 単位以上 修得	1			講義	※	
				2			講義		
				1	1		演習		
				1	1		演習		
				1	1		演習		
				2		0	講義		
				8	1	0	講義		
	言語と表現力	英語 I (基礎) 英語 II (会話) 英語 III (読解) 英語 IV (総合) 表現技法 I (読解・分析) 表現技法 II (討議・発表) 小計(6科目)		1			演習	※	
				1	1		演習		
				1	1		演習		
専門基礎科目	人間と社会	心理学 倫理学 生態学 スポーツ科学と運動 スポーツ理論 地域社会文化論 社会貢献と活動 生活環境論 現代社会論 国際社会論 法と人権 教育学 文学と人間 小計(13科目)		4	2	0	演習	※ ※ ※	
				2			講義		
				1	1		講義		
				1	1		講義		
				2	2		演習		
				1	1		講義		
				2	1		講義		
				1	2		講義		
				1	1		講義		
				5	13	0	講義		
	基礎教育科目 計			17	16	0	講義		
	社会・環境と健康	生涯発達論 人間関係論 生命倫理 医療概論 健康管理概論 公衆衛生学 公衆衛生学実習 保健医療福祉行政論 特別総合科目 小計(9科目)	必修科目 40 単位 及び 選択科目 4 单位以上、計 44 単位以上 修得	1	1		講義	※	
				2	2		講義		
専門基礎科目	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	形態機能学 I 形態機能学 II 形態機能学実習 I 形態機能学実習 II 有機化学 病理学 微生物学 微生物学実験 生化学 I 生化学 II 生化学実験 病態診療学 I 病態診療学 II 小計(13科目)		1	1		講義	※	
				2	2		講義		
				1	1		実習		
				2	2		実習		
				1	1		講義		
				2	2		講義		
				1	2		実験		
	食べ物と健康	食品科学 I 食品科学 II 食品科学 III 食品科学実験 I 食品科学実験 II 食品機能学		1	2		講義	※	
				2	2		講義		
				1	2		講義		
				1	2		実験		
				2	2		実験		
				1	2		講義		

専門基礎科目	食べ物と健康	食品衛生学		2			講義 実験 講義 実習 実習		
		食品衛生学実験		1					
		調理学		2					
		調理学実習 I		1					
		調理学実習 II		1					
小計(11科目)		13	4	0	—				
専門基礎教育科目 計		40	11	0	—				
専門科目	管理栄養士論	管理栄養士論		1			講義 演習		
	管理栄養士論	管理栄養士総合演習		1					
	基礎栄養学	基礎栄養学		2	0	0	—		
	基礎栄養学	基礎栄養学実験		2			講義 実験		
	応用栄養学	小計(2科目)		1			—		
	応用栄養学	応用栄養学 I		2			講義 講義 講義 実習		
	応用栄養学	応用栄養学 II		2			講義 講義		
	応用栄養学	応用栄養学 III		2			講義 講義		
	応用栄養学	応用栄養学実習		1	1		講義 講義		
	応用栄養学	免疫と栄養		1	1		講義 講義		
	応用栄養学	スポーツ栄養学総論		1	1		講義 講義		
	応用栄養学	スポーツ栄養学(基礎)		1	1		講義 講義		
	応用栄養学	スポーツ栄養学(応用)		1	1		講義 演習		
	応用栄養学	スポーツ栄養学演習		1	1				
	小計(9科目)			7	5	0	—		
	栄養教育論	栄養教育論 I		2			講義 講義 講義 実習		
	栄養教育論	栄養教育論 II		2			講義 講義		
	栄養教育論	栄養教育論 III		2			講義 講義		
	栄養教育論	栄養教育論実習		1	1		実習 演習		
	栄養教育論	栄養カウンセリング演習		1	2		講義 講義	※	
	栄養教育論	食生活論		2	2		講義 講義	※	
	栄養教育論	食育指導論		1	1		講義 講義		
	栄養教育論	食育農場演習		1	1		演習 講義		
	栄養教育論	食育実践演習		1	1		演習 演習		
	小計(9科目)			7	7	0	—		
	臨床栄養学	臨床栄養学 I		2			講義 講義 講義 講義		
	臨床栄養学	臨床栄養学 II		2			講義 講義		
	臨床栄養学	臨床栄養学 III		2			講義 講義		
	臨床栄養学	臨床栄養学 IV		2			講義 講義		
	臨床栄養学	臨床栄養学実習 I		1			実習 実習		
	臨床栄養学	臨床栄養学実習 II		1			実習 実習		
	臨床栄養学	臨床栄養学実習 III		1	1		実習 演習		
	臨床栄養学	栄養サポートチーム論		1	1				
	臨床栄養学	小計(8科目)		11	1	0	—		
	公衆栄養学	公衆栄養学 I		2			講義 講義 講義 講義		
	公衆栄養学	公衆栄養学 II		2			講義 講義		
	公衆栄養学	公衆栄養学実習 I		1	1		実習 演習		
	公衆栄養学	地域栄養活動演習		1	1				
	公衆栄養学	小計(4科目)		5	1	0	—		
	給食経営管理論	給食経営管理論 I		2			講義 講義 講義		
	給食経営管理論	給食経営管理論 II		2			講義 講義		
	給食経営管理論	給食経営管理論実習 I		1			実習		
	給食経営管理論	小計(3科目)		5	0	0	—		
	総合演習	総合演習 I		1			演習 演習		
	総合演習	総合演習 II		1					
	総合演習	小計(2科目)		2	0	0	—		
	統合科目	英語文献講読演習		1			演習 演習		
	統合科目	卒業研究		2			講義 講義		
	統合科目	地域連携ケア論 I		1			講義 講義		
	統合科目	地域連携ケア論 II		1			講義 講義		
	統合科目	地域連携ケア論 III		1			講義 講義		
	統合科目	地域連携ケア論 IV		1			講義 講義		
	統合科目	小計(6科目)		4	3	0	—		
	臨地実習	給食経営管理論実習 II		1			実習 実習		
	臨地実習	給食経営管理論実習 III		1	1		実習 実習		
	臨地実習	公衆栄養学実習 II		2	2		実習 実習		
	臨地実習	臨床栄養学実習 IV		3	4	0	—		
	臨地実習	臨床栄養学実習 V		3	4	0	—		
小計(5科目)				3	4	0	—		
専門科目 計		49	21	0	—				
合計(109科目)		106	48						

※印は栄養教諭一種免許状授与に必要な科目

別表3 保健医療学部栄養学科教職に関する科目

授業科目的名称	単位数			授業形態	備考
	必修	選択	自由		
教職概論			2	講義	
教育原理			1	講義	
教育制度論			1	講義	
教育心理学			2	講義	
特別支援教育概論			1	講義	
教育課程論			1	講義	
道徳教育論			1	講義	
特別活動・総合的学習指導論			1	講義	
教育方法論			1	講義	
生徒指導論			1	講義	
教育相談論			2	講義	
栄養教育実習事前・事後指導			1	実習	
栄養教育実習			1	実習	
教職実践演習			2	演習	

別表4 保健医療学部看護学科及び栄養学科入学検定料、入学金及び授業料

(① 入学検定料 (単位:円)

試験区分	金額
学校推薦型選抜入学・一般選抜入学・総合型選抜入学・編入学	30,000
社会人入学	30,000
大学入試センター利用入学	10,000

(② 入学金及び授業料 (単位:円)

項目	学科	金額	備考
入学金	両学科共通	300,000	入学時のみ
授業料	看護学科	1,500,000	2期分納可
	栄養学科	1,050,000	

別表5 保健医療学部栄養学科教職課程履修費及び栄養教育実習費

(単位:円)

項目	金額	納入区分	納入時期
教職課程履修費	20,000	1年次以降	前期授業料納入時
栄養教育実習費	10,000	4年次	同上

札幌保健医療大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、札幌保健医療大学学則（以下「学則」という。）第43条及び札幌保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第33条第2項に基づき、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

第1章 学士

(学士の学位)

第2条 本学において授与する学士の学位は、次のとおりとする。

保健医療学部 看護学科	学士（看護学）
栄養学科	学士（栄養学）

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則第43条の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 学位記は、卒業証書を兼ね別記様式第1～2号のとおりとする。

第2章 修士

(修士の学位)

第4条 本学において授与する修士の学位は、次のとおりとする。

大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程 修士（保健医療学）

(修士の学授与の要件)

第5条 修士の学位は、大学院学則第32条及び第33条の定めるところにより、本大学院修士課程を修了した者に授与する。

2 学位記は、別記様式第3号のとおりとする。

(修士論文の提出)

第6条 修士論文は、指定された期日までに学位論文審査願及び要旨を添付し、研究科長に指定された部数を提出しなければならない。

(修士論文の審査)

第7条 提出された修士論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員で構成する委員会（以下「審査委員会」という）によって審査を行う。

(修士論文の審査委員)

第8条 審査委員である主査1名及び副査2名は、研究科委員会で決定する。

2 主査は審査の公正・公平性を担保するため、主指導教員及び副指導教員が担当することはできない。

3 副査は、主指導教員及び副指導教員が担当しないことが望ましい。ただし、やむを得ない場合は主指導教員又は副指導教員のいずれか1名が担当することを妨げない。

4 副査のうち1名は、研究科委員会で承認された学外者に委任することができる。

(最終試験)

第9条 大学院学則第33条に定める最終試験は、所定の単位を修得し、かつ修士論文を提出した者について行う。

2 最終試験は、修士論文の内容及びこれに関係のある授業科目について、審査委員会による口頭試問によって行う。

(修士論文及び最終試験の審査結果)

第 10 条 審査委員会は、修士論文及び最終試験の審査結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会での審議)

第 11 条 研究科委員会は、前条の審査結果報告に基づいて学位授与の可否を審議する。

(学位授与の決定)

第 12 条 前条の学位授与の可否については、評議会を経て学長が決定する。

第 3 章 学位記の交付及び論文要旨の公表

(学位記の交付)

第 13 条 学長は次の各号に掲げる事項を決定し、大学を卒業又は修士課程を修了した者に学位記を交付する。

(1) 第 3 条第 1 項に該当する者 教授会を経て大学卒業の可否

(2) 第 5 条第 1 項に該当する者 研究科委員会を経て修士課程修了の可否

(学位の名称の使用)

第 14 条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位論文の公表)

第 15 条 学長は、修士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学ウェブサイトにより公表するものとする。

第 4 章 雜則

(学位の取消)

第 16 条 学位を授与された者が、不正な方法により学位を受けた事実が判明したときは、教授会又は研究科委員会で審議の上、評議会を経て学長は授与した学位を取り消し、これを公表する。

2 前項により学位を取り消された者は、その学位記を本学に返付しなければならない。

(学位記の再交付)

第 17 条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記し、所定の再交付手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学位記の再交付は、特別な事由があると学長が認めた場合に限り行うことができる。

(規程の運用)

第 18 条 本規程に定めのない事項については、教授会又は研究科委員会に諮り学長がこれを決定する。

(規程の改廃)

第 19 条 本規程の改廃は、評議会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号

割印 札 保 医 看 第 号	卒業証書・学位記	
	大学印	氏 年 月 日 生 名
札幌保健医療大学 学長 氏名	本学保健医療学部看護学科所定の課程を修めて卒業したことを認め卒業証書並びに学士（看護学）の学位を授与する	年 月 日
学長印		

Sapporo University of Health Sciences		No. _____
on the recommendation of		No. _____
the School of Health Sciences		
has conferred upon		
(氏名)		
Nationality:		
Date of Birth		
who has completed the prescribed course of study and has passed the required examinations		
the Degree of		
Bachelor of Science in Nursing		
on this tenth day of March, (西暦年)		
with all the rights and privileges belonging to that degree.		
President (学長名)		

別記様式第2号

割印 札保医栄第 号	札幌保健医療大学 学長 氏名		並びに学士（栄養学）の学位を授与する	本学保健医療学部栄養学科所定の課程を修めて卒業したことを認め卒業証書	卒業証書・学位記	
	年月日	年月日生名			大學印	氏

V
規則・規程

Sapporo University of Health Sciences  on the recommendation of the School of Health Sciences has conferred upon (氏名) Nationality: Date of Birth who has completed the prescribed course of study and has passed the required examinations the Degree of Bachelor of Science in Nutrition on this tenth day of March, (西暦年) with all the rights and privileges belonging to that degree. President (学長名)
--

別記様式第3号

割印 札保大院修第 号	札幌保健医療大学 学長 氏名	年月日	本学大学院保健医療学研究科保健医療学 専攻の修士課程において所定の単位を修得 し修士論文の審査及び最終試験に合格した ので修士（保健医療学）の学位を授与する	大学印	学位記
				氏 年月日	生名
				学長印	

Sapporo University of Health Sciences  on the recommendation of the Graduate School of Health Sciences has conferred upon (氏名) Nationality: Date of Birth who has completed the prescribed master of science course, submitted his(her) master thesis and passed the required examinations the Degree of Master of Health Sciences on this (授与年月日) (西暦年) with all the rights and privileges belonging to that degree. President (学長名)	No. _____
---	-----------

札幌保健医療大学学生規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）の学生が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(規則の遵守)

第2条 学生は、札幌保健医療大学学則（以下、「学則」という。）及び札幌保健医療大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）、並びに諸規程・規則を守らなければならず、学内の秩序を乱してはならない。

(入学誓約書及び学生調査書)

第3条 新たに本学学生となる者は、別に定める期日までに、「入学誓約書」及び「学生調査書」を学務課に提出しなければならない。

(学生証)

第4条 学生は、常に学生証を携帯し、本学教職員からの請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

2 学生は、学生証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。

3 学生証を紛失、汚損又は破損したときは、速やかに「学生証再交付願」を学務課に提出し、再交付を受けなければならない。

4 学生証は、卒業、修了、転学、退学、除籍等により学生の身分を失ったとき又はその有効期間を満了したときは、直ちに学務課に返納しなければならない。

(変更の届出)

第5条 学生は、在学中に「入学誓約書」及び「学生調査書」記載の学生本人の氏名、現住所、電話番号（携帯電話番号を含む。）などに変更が生じた場合、速やかに「学生身上変更届」に必要事項を記入のうえ、学務課に提出しなければならない。

2 学生は、在学中に「入学誓約書」記載の保証人の氏名、現住所、電話番号などに変更が生じた場合、速やかに「保証人身上変更届」に必要事項を記入のうえ、学務課に提出しなければならない。

(欠席)

第6条 学生は、疾病その他の理由により1週間以上欠席しようとするときは、「長期欠席届」に事由を証明する書類を添え、学務課に提出しなければならない。

(休学及び復学)

第7条 学則第33条又は大学院学則第21条の規定により、休学の許可を受けようとする者は、保証人連署のうえ「休学願」を学務課に提出し、学部長又は研究科長の許可を得なければならない。

2 復学を希望する場合は、保証人連署のうえ「復学願」を学務課に提出し、学部長又は研究科長の許可を得なければならない。

(退学)

第8条 学則第37条又は大学院学則第23条の規定により、退学しようとする者は、保証人連署のうえ「退学願」を学務課に提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍及び復籍)

第9条 学則第38条又は大学院学則第24条の規定に該当する者は、学長が除籍する。

2 学則第38条第1号又は大学院学則第24条第1号に規定する者の除籍の取扱いは、札幌保健医療大学授業料取扱規程によるものとする。

3 前項において、除籍された者が復籍を希望する場合は、滞納授業料の納付及び保証人連署のうえ「復籍願」を学務課に提出し、学長の許可を得なければならない。ただし、除籍日から1年を過ぎても滞納となっている授業料の納入がない場合は、以降の復籍は認めない。

4 前項において、大学院学生の復籍は認めない。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年定期又は臨時に本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項の健康診断の結果に基づき、本学が行う保健指導上の指示に従わなければならぬ。

(団体の結成等)

第11条 学生が学内において、クラブ等の団体（以下「団体」という。）を結成しようとするときは、その代表者は原則として学生5名以上を定め「団体結成願」に「登録名簿」を添付のうえ、学友会に提出し学生部長の承認を受けなければならない。

2 前項の団体結成に当たっては、本学専任教員のうちから顧問を定めなければならない。

3 団体の代表者は活動計画を定め、「月別活動予定表」を学友会に提出しなければならない。

また、その活動結果を「月別活動報告表」にて、学友会に提出しなければならない。

4 団体の代表者は、その団体構成員に変更（加入・脱退）が生じた場合は、その都度「登録名簿」を学友会に提出しなければならない。

(団体の解散)

第12条 団体の代表者は、団体を解散しようとするときは、速やかに「団体解散届」を学友会に提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

2 学生部長は、団体が次の各号の一に該当するときは、当該団体の解散を命ずることができる。

(1) 本学の教育研究活動を妨げた時

(2) 学則その他諸規程等に違反した時

(3) 団体活動中の事故発生等により、団体の運営が円滑に行われなくなった時

(4) 団体の構成員が不祥事に關係し、当該不祥事が団体活動と密接な關係があった時

(5) 団体活動が長期にわたって行われなかつた時

(学外団体への加入)

第13条 学外団体に加入しようとする団体は、「学外団体加入願」を学友会に提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

2 学外団体を脱退しようとするときは、「学外団体脱退届」を学友会に提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

(集会及び募金活動等)

第14条 学生個人又は団体が、学内において集会、行事、募金活動、販売行為、署名活動、その他これに類する行為（以下「集会等」という。）を行おうとする場合は、事前に「集会等開催願」を学務課に提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

(集会等の解散)

第 15 条 学生部長は、集会等が本学の目的及び使命に著しく反すると認められるときは、当該集会等の解散を命ずることができる。

(学内掲示)

第 16 条 学生個人又は団体が、学内において文書、立看板等（以下「掲示物」という。）を掲示しようとするときは、事前に「学生用掲示板等使用願」に当該掲示物を添えて学務課に提出し学生部長の承認を受けなければならない。

ただし、次の各号に該当する掲示物は禁止する。

- (1) 特定の個人、団体等を誹謗又はその名誉を傷つけるもの。
- (2) 虚偽の事項を記載したもの。
- (3) その他、内容、形状、大きさ等が品位を欠くもの。

(掲示物の撤去)

第 17 条 前条の掲示物の掲示期間は、原則として 1 週間以内とする。また、学生個人又は団体代表者は掲示期間が満了したときは、速やかに当該掲示物を撤去しなければならない。

2 学務課は、掲示物が次の各号の一に該当するときは、これを撤去することができる。

- (1) 掲示期間を経過したもの。
- (2) 許可を受けた内容と相違するもの。
- (3) 承認印がないもの。
- (4) 指定した場所・方法以外で掲示したもの。
- (5) その他、不適当と認めたもの。

(印刷物の発行又は配布)

第 18 条 学生個人又は団体が、学内において印刷物等を発行又は配布しようとするときは、事前に「印刷物等発行・配布願」を学務課に提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

2 前項の当該印刷物は、本学の名誉を傷つける内容及び他人に迷惑がかかる内容であってはならない。

(施設・設備品の借用)

第 19 条 学生個人又は団体が、本学の施設・設備品を使用するときは、事前に「施設・設備品使用願」を学務課に提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、評議会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

札幌保健医療大学学生のクラブ等の団体の昇格等に関する申合せ

(目的)

第1条 この申合せは、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）学生のクラブ等の団体（以下「団体（サークル）」という。）の昇格等に関する申合せを定めることを目的とする。

(団体の定義)

第2条 団体（サークル）とは、本学学生規程第11条第1項に基づいて結成された団体（サークル）をいい、団体（サークル）をクラブ、同好会、愛好会に格付けする。

(団体の昇格手続)

第3条 団体（サークル）の昇格は、本学学生規程第11条に定める団体（サークル）の結成の要件を遵守し、次の条件を満たしたうえで、所定の「昇格申請書」を毎年4月末までに学友会に提出しなければならない。

（1）同好会に昇格を希望する愛好会は、愛好会承認後1年以上の年間を通じて安定的な活動として、次の実績を有するものとする。

- ① 体育系については、地域の大会・競技会に出場していること。
- ② 文化系については、学外での活動実績があること。

（2）クラブに昇格を希望する同好会は、同好会承認後1年以上の年間を通じて安定的な活動として、次の実績を有するものとする。

- ① 体育系については、全道（大学含む。）の大会・競技会に出場していること。
- ② 文化系については、学外での顕著な活動実績があること。

2 学友会は、前項により各団体（サークル）から「昇格申請書」が提出されたときは、当該団体（サークル）のこれまでの活動実績などに基づき審査のうえ、昇格について決定する。

3 学友会は、当該団体（サークル）の昇格を認める場合、その審査結果を学生部長に報告し、承認を得なければならない。

4 学生部長は、学友会からの当該団体（サークル）の昇格に関する報告に基づき、承認する場合は、その結果を直近の教授会に報告するとともに学友会に通知する。

5 学友会は学生部長の承認を確認のち、その結果を当該団体（サークル）に通知する。

(団体の降格手続)

第4条 学友会は、昇格した各団体（サークル）が2年にわたり前条第1項の要件及び本学学生規程第11条に定める団体（サークル）の結成の要件を満たさない状況が生じたときは、降格について審査のうえ決定する。

2 学友会は、当該団体（サークル）を降格とする場合、その審査結果を学生部長に報告し、承認を得なければならない。

3 学生部長は、学友会からの当該団体（サークル）の降格に関する報告に基づき、承認する場合は、その結果を直近の教授会に報告するとともに学友会に通知する。

4 学友会は学生部長の承認を確認のち、その結果を当該団体（サークル）に通知する。

(改廃)

第5条 この申合せの改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この申合せは、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

札幌保健医療大学授業料取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）の授業料の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料の徴収)

第2条 本学において、適正な教育活動を行うために授業料を徴収する。

(納付方法等)

第3条 授業料は、原則、指定金融機関の預金口座からの引落により徴収する。

(1) 授業料の額及び納付期限は、札幌保健医療大学学則（以下「学則」という。）第48条及び第49条、及び札幌保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第36条及び第37条による。

(2) 授業料の年額を一括して納付する申し出があった場合は、4月中に徴収する。

(領収書の発行)

第4条 授業料の領収書について、本学の領収書の発行依頼がある場合には当該領収書を発行する。

(延納の許可)

第5条 授業料の徴収について、保護者等からの申し出により延納を許可することがある。

2 延納の許可は学長が行うこととし、納付期限の2週間前までに本人及び保護者等から本学所定の授業料延納願（以下「延納願」という。）の提出を受けることとする。

3 延納は全額延納又は分納とし、納付期限は前期分については7月15日まで、後期分については1月15日までとする。

4 延納願を提出できる者は、当該期分以前の授業料を完納している者に限る者とし、新入学生は入学年度の後期分からその提出を認めるものとする。

(未納の場合の催促及び除籍)

第6条 前条の定めるところにより延納願を提出しなかったか、又は提出したがその承認を受けた納付期限を経過しても未納の場合の措置は、次の各号のとおりとする。

(1) 第3条に定める納付期限、又は延納願により承認を受けた納付期限までに納付されないときは、総務課がそれぞれの納付期限後に催促する。

(2) 前号の催促後、正当な手続きを行わず未納の場合、総務課は2週間後、4週間後にそれぞれ催促を行う。

(3) 前号の催促にもかかわらず、第3条に定める納付期限、又は延納願により承認を受けた納付期限から6週間を経過し、なお未納のときには、学則第38条第1号又は大学院学則第24条第1号の定めにより除籍する。ただし、学長が特別の理由があると認めたときについては、この限りではない。

2 前項第1号及び第2号の手続きは、次の各号のとおりとする。

(1) 当該者への催促については、各納付期限を過ぎた時点で、総務課は未納者一覧を作成し学長の決裁を受け行うものとする。

(2) 最終催促は、除籍の予告を伴うものとし、配達証明郵便等確実な方法で通知する。

(3) 前号の最終催告を行っても、なお未納の者に対しては、学長は教授会又は研究科委員会に除籍を提案し、前項第3号の納付期限が経過した時点で除籍する。

(授業料未納の場合の受験資格)

第7条 授業料未納者の当該学期履修科目の受験資格は、別に定める本学試験規程第2条第2項第1号により与えない。

2 大学院学生においては、前項に準じて取り扱うものとする。

(復学の場合の授業料)

第8条 学則第50条及び大学院学則第38条に定めるとおり前期又は後期の中途において復学した場合は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に徴収する。

(復籍等の場合の授業料)

第9条 学則第39条又は学則第41条及び大学院学則第20条に定めるとおり学年の途中において復籍又は再入学が許可された場合は、当該期分の授業料を復籍又は再入学する月までに徴収する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第10条 学則第52条及び大学院学則第39条に定めるとおり学期の途中で退学した者又は停学を命じた場合は、当該期分の授業料を徴収する。

(休学者の授業料)

第11条 前期又は後期の中途で休学を許可され、又は命ぜられた者についての休学期間の授業料は徴収しない。

2 前項において既に納付された授業料は、本学が預かり、復学時に授業料へ充当する。

(留年学生及び卒業延期学生の授業料等)

第12条 留年学生及び卒業延期学生の授業料等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 在籍料

学生の身分を保証するため在籍料として、年間100千円を徴収する。

(2) 授業料

① 納付しなければならない授業料の額は、当該年度又は学期中に履修登録した科目の単位数より算出した額とする。ただし、算出額が当該学科の学年の当年度又は学期の授業料の額を超える場合は、当該学科の学年の当年度又は学期の授業料の額とする。

② 1単位当たりの授業料の額は、当該学科の授業料の4年間の合計額を当該学科の卒業に必要な単位数で除した額（千円未満は切り捨て）とする。

(授業料減免対象者)

第13条 大学等における修学の支援に関する法律及び関係法令（以下「修学支援法」という。）による授業料減免対象者の授業料徴収の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 授業料徴収

授業料は、修学支援法で定める支援区分ごとの年間減免相当額の1／2を前期授業料、後期授業料各々に充当し、その差額を徴収する。

(2) 納付期限

納付期限は、修学支援法で定める支援区分ごとの年間減免相当額が確定した後、前期分については7月15日まで、後期分については1月15日までとする。ただし、延納は認めない。

(退学及び停学の授業料未納による除籍)

第 14 条 第 10 条に定める者の授業料徴収は、第 6 条第 1 項第 3 号による除籍の場合はこの限りではない。

(納付された授業料の返還)

第 15 条 授業料の年額を一括納付した者が、後期の授業開始前に退学が許可された場合、又は除籍された場合の後期分の授業料について、納付した授業料の一部について返還する。

(所管事務)

第 16 条 授業料の取扱に関する事務は、総務課が所管する。

(改 廃)

第 17 条 この規程の改廃は、評議会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

授業料延納願

年 月 日

札幌保健医療大学 学長 殿

本人	所属等	保健医療学部 ・ 保健医療学研究科 学科 年		学籍番号	
	氏名	印	TEL.		
	住所				
保護者等	氏名	印	TEL.		
	住所				

次の理由により、授業料の延納の許可をお願いいたします。

期別	前期分 ・ 後期分	授業料の延納額	円
理由			
支払方法	年 月 日まで 円		
	年 月 日まで 円		
	年 月 日まで 円		
	年 月 日まで 円		
	年 月 日まで 円		
※大学記入欄			

(注) 札幌保健医療大学授業料取扱規程第5条による延納期限：前期分7月15日、後期分1月15日

V 規則・規程

決裁処理	学長	研究科長	学部長	学生部長	学科長	学年担任 主指導教員	事務局長	学務課長	学務課	会計

札幌保健医療大学学業成績優秀者給付奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、奨学金を給付することにより、学生の勉学意欲の向上及び優秀な人材の輩出を図ることを目的とする。

(給付奨学生の採用人数及び給付額)

第2条 紙面制奨学金を給付する奨学生（以下「給付奨学生」という。）の採用人数は若干名とし一定額を給付する。

(給付奨学生の選考)

第3条 紙面奨学生の選考は、毎年、1年以上在学の学生のうち、前年度の学業成績が優秀であり、かつ、人物ともに優れた者を学生委員会において審査し、教授会を経て学長が決定する。

(給付奨学生の採用期間)

第4条 紙面奨学生の採用期間は、採用された当該年度末までとする。

(給付奨学生の決定通知)

第5条 紙面奨学生として決定した学生に、所定の通知書（様式1）をもって通知する。

2 前項の通知を受け取った学生は、指定する日までに学業成績優秀者給付奨学金申込書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(給付奨学生の取消)

第6条 紙面奨学生が次の各号の一に該当するときは、給付奨学生の資格を取消すものとする。

- (1) 除籍となったとき
- (2) 本学の規則等に違反し、懲戒処分を受けたとき
- (3) その他給付奨学生としての適格を欠くに至ったとき

(奨学金の給付及び返還義務等)

第7条 奨学金の給付は、第5条第2項により提出された学業成績優秀者給付奨学金申請書に記載する口座に一括で給付するものとする。

2 紙面奨学生は、給付された奨学金について返還の義務を負わない。

(奨学金の返還)

第8条 奨学生が第7条の各号のいずれかに該当するときは、給付した奨学金の全部又は一部について返還を求めることがある。

2 前項により返還を求められた者は、原則として1ヶ月以内に一括して返還しなければならない。

(他の奨学金等との重複)

第9条 紙面奨学生が他の奨学金等を受給することは妨げない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会及び評議会を経て理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日より施行する。

札幌保健医療大学給付奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）保健医療学部に在学する経済的事由により学業の継続が困難な学生に対して必要な資金（以下「奨学金」という。）を給付し、修学を支援することを目的とする。

(出願条件)

第2条 奨学金を希望する学生は、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。

- (1) 入学後、1年以上経過していること
- (2) 家計基準が一定額以下で、学費の支弁が困難であること
- (3) 留年等がなく学業を継続している学生であること
- (4) 他の奨学金を受給又は受給が確定していること
- (5) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金（第I区分）を受給していないこと

2 出願条件の家計基準に関し必要な事項は別紙1のとおりとする。

(出願)

第3条 奨学金を希望する学生は、学年担任を通して、次に掲げる書類を学生委員会に提出しなければならない。

- (1) 札幌保健医療大学 給付奨学金申請書（様式1）
- (2) 市区町村長が発行する生計維持者（父母又は父母に代わって生計を維持している者）の所得証明書
- (3) その他、学生委員会が必要と認める書類

(選考)

第4条 奨学生の選考は、学生委員会において審査し、評議会を経て学長が決定する。

2 前項の審査方法は学生委員会が定める。

(奨学金)

第5条 奨学金は、授業料年額のおおよそ半額に相当する額とする。ただし、国による授業料減免対象者は、授業料年額の半額を超えない額とする。

(奨学生人数)

第6条 奨学金の受給学生（以下「奨学生」という。）の人数は、3名程度とする。

(選考基準)

第7条 給付奨学生の選考基準は、次の通りとする。

- (1) 家計 経済的困難により、修学を継続するために奨学金が必要であること
- (2) 人物 学修活動およびその他の生活の全般を通じて、態度や行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること
- (3) 健康 修学に耐えうると認められること
- (4) その他 出願年度の前期授業料を完納していること

(奨学生の該当年度)

第8条 奨学生としての該当年度は、採用された年度のみとする。

(奨学生の決定通知)

第9条 奨学生には、本学所定の通知書をもって通知する。

2 前項の通知を受け取った奨学生は、指定する日までに本学所定の奨学生誓約書を提出しなければならない。

(奨学生の取消)

第10条 奨学生が採用された当該年度中に次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生的資格を取消し、奨学金を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請等不正な方法により給付を受けたとき
- (2) 本学の規則等に違反し、懲戒処分を受けたとき

(3) 休学、退学又は除籍となったとき

(4) その他奨学生として適格を欠いたとき

(奨学金の給付)

第11条 奨学金は、後期に納付すべき授業料から奨学金相当額を控除する方法により給付する。

(他奨学金等との重複)

第12条 奨学生が他の奨学金等を受給することは妨げない。

(所管事務)

第13条 この規程の施行に関する事務は、学務課が所管する。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、評議会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

札幌保健医療大学給付奨学金出願条件における家計基準

札幌保健医療大学給付奨学金規程第2条第1項第2号に定める家計基準を規定する。

1. 生計維持者の認定所得金額の算定方法

出願における家計基準を生計維持者（父母又は父母に代わって生計を維持している者）の1年間の所得金額から特別控除額を差し引いた金額（=認定所得額）が0円以下とする。なお、所得金額とは市区町村長が発行する所得証明書に記載されている給与収入等の金額から以下により求めた控除額を差し引いた金額とする。

$$\boxed{\text{認定所得金額}} = \boxed{\text{給与収入等の金額}} - \boxed{\text{控除額}} - \boxed{\text{特別控除額}} \leq 0$$

2. 控除額

算定式の適用については、生計維持者が2名の場合、年間給与収入金額の多寡により判断する。

(1) 生計維持者の年間給与収入金額に差がある場合

- ① 年間給与収入金額が多い方：Aを適用
- ② 年間給与収入金額が少ない方：Bを適用

(2) 生計維持者の年間給与収入金額が同額の場合：

- ① 出願者が申請する「主たる生計維持者」：Aを適用
- ② 出願者が申請する「その他の生計維持者」：Bを適用

(3) 2名のうち一方のみが所得を得ている場合：Aを適用

○ 給与所得控除額算定式A

年間給与収入金額	控除額
400万円以下	年間給与収入金額×0.2+214万円
※年間給与収入金額が268万円未満の控除額は年間給与収入金額と同額	
400万円を超える781万円以下	年間給与収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

○ 給与所得控除額算定式B

年間給与収入金額	控除額
65万円以下	年間給与収入金額と同額
65万円を超える180万円以下	年間給与収入金額×0.4
※但し、控除額が65万円未満の場合は65万円	
180万円を超える360万円以下	年間給与収入金額×0.3+18万円
360万円を超える660万円以下	年間給与収入金額×0.2+54万円
660万円を超える1,000万円以下	年間給与収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超える1,500万円以下	年間給与収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

(注) 収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入して適用する。

3. 特別控除額

(1) 世帯を対象とする控除

特別の事情	特別控除額			
(1) 母子・父子世帯であること。	99万円			
	小学校 31万円			
	中学校 46万円			
			自宅通学	自宅外 通学
	高等学科	国・公立	39万円	69万円
		私立	88	118
(2) 就学者のいる世帯であること。 (就学者 1人につき)	高等専門学校	1~3年次	39	69
		4・5年次	43	72
	私立	1~3年次	88	118
		4・5年次	87	116
	大学	国・公立	74	121
		私立	133	180
	専修学校	国・公立	39	69
		私立	88	118
	専門課程	国・公立	36	81
		私立	102	147

(2) 本人を対象とする控除

学科	通学形態	控除額
保健医療学部 看護学科	自宅通学	187万円
	自宅外通学	234万円
保健医療学部 栄養学科	自宅通学	142万円
	自宅外通学	189万円

札幌保健医療大学兄弟姉妹同時在学時授業料の免除に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、兄弟姉妹が同時に札幌保健医療大学に在学した場合に、入学年度に限り新入生の経済的負担を軽減するために授業料の一部を免除することを目的とする。

(対象)

第2条 授業の一部の免除対象となる学生は保健医療学部に在学する新入生（以下「免除対象学生」という。）とする。

(免除の額)

第3条 兄弟姉妹同時在学による免除対象学生の免除額は、300,000円とする。

(出願及び決定)

第4条 免除対象学生は本学所定の様式により、同時 在学学生の兄弟姉妹を証明する書類を添付し、出願する。

2 免除対象学生の決定は、学生委員会で審査のうえ、評議会を経て学長が決定する。

(免除方法)

第5条 免除方法は、後期に納付すべき授業料から免除額を控除する方法により行う。

2 大学等における修学支援に関する法律及び関係法令による減免対象者に採択され、かつ、兄弟姉妹同時 在学時授業料の免除対象となる新入生は、前期及び後期に納付すべき授業料から2分の1相当額を控除する方法により行う。

(免除対象学生の取消)

第6条 免除対象学生が当該年度前期中に次の各号のいずれかに該当するときは、免除対象学生的資格を取消す。

(1) 虚偽の申請等不正な方法により免除を受けようとしたとき

(2) 本学の規則等に違反し、懲戒処分を受けたとき

(3) 休学、退学又は除籍となったとき

(4) その他奨学生として適格を欠いたとき

(他奨学金等との重複)

第7条 免除対象学生が他の奨学金等を受給することは妨げない。

(所管事務)

第8条 この規程の施行に関する事務は、学務課が所管する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

札幌保健医療大学における人権擁護等に関する規程

(趣旨)

第1条 札幌保健医療大学（以下「本学」という）における人権の擁護及び人権問題への対応に関しては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）その他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、本学の教職員及び学生が関わる就労及び修学上のすべての状況において、人権を互いに尊重し合い、不当に人権を侵害されることのないよう良好な環境の確保・維持することを目的とする。

(人権に係る問題)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる人権問題の防止と解決を図り、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

- (1) セクシュアル・ハラスメント問題。
- (2) 就労及び修学の場における、性的な性格の無い嫌がらせの問題（アカデミック・ハラスメント等）。
- (3) 前1・2号に該当しない「嫌がらせ」であって、本学における公的又は事実上の権力を利用し、又は多数の者が共謀して行うもので、同一相手に対する、同一集団の偶発的、継続的な「嫌がらせ」を含む。（パワー・ハラスメント）。
- (4) 性（ジェンダー）に基づく、男女の固定的役割分担意識からくる差別の問題（ジェンダー・ハラスメント）。
- (5) 本学学生間での同一相手に対する偶発的、継続的な「嫌がらせ」「いじめ」に相当する行為。（ピア・ハラスメント）。
- (6) 大学におけるノーマライゼーション（社会的弱者との共生）の実現をはばむ様々な有形無形の問題。
- (7) その他、国籍や人種による差別の問題。

(学長の責務)

第3条 学長は、教職員及び学生の人権に関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応する体制を整備するとともに、人権教育及び人権啓発に関する各種研修の実施及び環境の整備を行い、本学における人権問題の防止に努め、事後措置を含め必要な措置を適宜講じなければならない。

(監督者の責務)

第4条 教職員又は学生を監督又は指導する地位にある者（以下「監督者」という。）は、人権教育及び人権啓発並びに人権侵害の防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員及び学生の責務)

第5条 教職員及び学生は、この規程及びこの規程に基づき定められた規程等を遵守し、互いの人権を擁護するとともに、人権問題が生じた場合はその解決に協力しなければならない。

2 教職員及び学生は本学が行う調査に誠実に協力する義務を負う。

(人権擁護委員会)

第6条 本学の人権擁護に関する調査、解決等の審議機関として人権擁護委員会を置く。

2 人権擁護委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 苦情相談事案の調査、検討に関すること。
- (2) 学長への人権調査委員会の設置勧告に関すること。
- (3) 人権調査委員会調査結果報告書に基づく人権問題の解決策等に関すること。
- (4) 人権の擁護と人権問題解決のために必要と認められる学長及び監督者への提言及び勧告に関すること。
- (5) 人権問題の当事者に対する人権侵害の停止勧告等に関すること。

3 その他人権擁護委員会に関し必要な事項は別に定める。

(苦情相談への対応)

第7条 苦情相談に対応するため、本学に人権問題相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 教職員及び学生は、相談員に直接相談することができる。その場合、相談者と同姓の相談員を同席させ、原則として2名以上で対応する。

3 相談員は、人権問題に関する調査や人権侵害の認定に関する業務には関与しない。

(相談員)

第8条 相談員は、次の各号に掲げるものの中から、学長が任命する。

- (1) 事務職員
- (2) 教育職員

2 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談員は、苦情相談に係る問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、必要に応じ相互に連携、協力し、苦情相談への対応に当たるものとする。

4 相談員は、教職員又は学生から苦情相談の申し出があった場合には、速やかに苦情相談を受ける場所、日時及び対応する相談員の氏名等を、苦情相談を申し出た者（以下「相談者」という。）に対して明示する。

5 相談員は、緊急性があると判断した場合、相談の内容等を学長に報告することができる。

6 相談員による解決が困難な苦情相談事案は、相談者の合意を得て人権擁護委員会に対応を委ねる。

7 相談員は、人権問題防止のための啓発活動に協力するものとする。

(人権調査委員会)

第9条 学長は、人権擁護委員会から勧告があった場合には、人権問題の発生について事実関係を調査するため、調査機関として人権調査委員会を設置するものとする。

2 人権調査委員会は、次の各号に掲げる調査等を行う。

- (1) 人権問題の発生に関する事実の調査に関すること。
- (2) 調査結果報告書の作成及び学長への報告に関すること。
- (3) 人権問題発生の要因分析と対応策の提言に関すること。

3 人権調査委員会は、人権擁護委員会委員長により選考された学内外の有識者3名以上で構成するものとし、学長が任命する。

4 人権調査委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

5 人権調査委員会が必要と認めるときは、会議に学内外者の出席を求めて意見を聴くことができる。

6 人権調査委員会は、調査の途中において、犯罪行為と判断される場合又は就労上あるいは修学上の措置を必要とする場合等には、速やかに口頭又は書面により、学長に報告するものとする。

7 学長は、人権調査委員会が行う調査に必要な経費を確保するほか、調査を円滑に行える環境を整備するものとする。

8 人権調査委員会は、調査等が完了したとき、又は申立人が調査の途中で調査打ち切りを申出、学長がこれを承認したときに解散するものとする。

9 その他人権調査委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(不服の申立て)

第10条 申立人又は被申立人は、人権擁護委員会から通知された解決策について、通知日から7日以内に人権擁護委員会に対し、1回に限り不服申立てを行うことができるものとする。

(秘密の保持等)

第11条 苦情相談の対応に当たる相談員等は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 教職員及び学生は、人権問題に対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力、その他人権問題に関して正当な対応をした教職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽申立ての禁止)

第13条 教職員及び学生は、苦情相談、ハラスメントの調査等に際して虚偽の申立て又は証言をしてはならない。

(所管事務)

第14条 委員会の事務は、総務課又は学務課において所管する。

(雑則)

第15条 この規程の定めるもののほか、人権擁護等に関する必要な事項は、教授会を経て学長が定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

札幌保健医療大学学生の懲戒等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学学則第46条及び札幌保健医療大学大学院学則第43条に定めるものほか、札幌保健医療大学（以下、「本学」という。）における学生の懲戒及びその他の教育的措置（以下、「懲戒等」という。）について定めることを目的とする。

(学生懲戒委員会)

第2条 懲戒等の必要がある場合には、本学に、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長が招集する。

3 委員会は、次のとおり構成する。

(1) 学生部長

(2) 教員若干名

(3) 学務課長

4 委員会の委員長は学生部長とし、委員は、学長が指名する。

(委員以外の者の出席)

第3条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(処分権者)

第4条 懲戒処分は、委員会が発議し、教授会又は研究科委員会及び評議会で意見聴取のうえ、学長が決定し、これを行う。

(懲戒等の処分該当行為)

第5条 懲戒処分は、次の各号のいずれかに該当する行為があったときに行う。

(1) 本学学生の学習及び教職員の教育・研究・職務執行等、大学として不可欠な活動を妨害する行為。

(2) 本学の定期試験及びその他の試験における不正行為。

(3) 犯罪行為に関わり、本学の名誉を著しく失墜させる行為。

(4) その他本学の規則に違反し、又は本学の学生の本分に反する行為。

(懲戒の種類)

第6条 懲戒の種類は、次の各号による。

(1) 退学 本学の学生としての身分を失う。

(2) 停学 学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止し、原則として登校を認めないこと。

ア 無期停学：3か月を超える期間の登学を禁止

イ 有期停学：1週間以上3か月以下の期間の登学を禁止

(3) 戒告 学生の行った非違行為を戒め、将来にわたって同様のことがないよう反省を促すため、本学の意思表示を文書により行うこと。

2 停学期間が1か月を越える場合は、在学年限に算入しない。

(その他の教育的措置)

第7条 本規程における「その他教育的措置」とは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 訓告 懲戒に至らない非違行為について、教育的措置の一環として、学生の本分についての反省を促すため、文書により指導を行い、奉仕活動等を課す。

(2) 厳重注意 懲戒に至らない非違行為について、教育的措置の一環として、学生の本分についての反省を促すため、口頭により指導を行い、奉仕活動等を課す。

(懲戒等の処分の量定)

第8条 対象となる行為ごとの懲戒等の標準については、別表「札幌保健医療大学学生の懲戒処分等に関するガイドライン」のとおり定める。

2 過去に懲戒等の処分を受けている場合は、量定の判断において、これを考慮するものとする。

(非違行為の通報)

第9条 本学教職員は、学生の非違行為があると思料するときは、直ちに学務課長に通報する。

2 通報を受けた学務課長は、速やかに学生部長に報告する。

(懲戒等の処分に係る手続き等)

第10条 学生部長は、学生の非違行為があると判断するときは、調査するとともに、当該非違行為が第6条に規定する懲戒等相当と判断した場合は、速やかに学長及び学部長に報告する。

2 学生部長は該当行為を調査し、その結果について委員会に書面で報告する。ただし、学生部長が、当該非違行為が第7条に規定する「その他の教育的措置」に相当すると判断した場合は、学長及び学部長と協議の上、学長は、委員会の審議によらず、教育的措置を決定できるものとする。

3 試験の不正行為については、前条及び前1～2項によらず、教務委員会において不正の内容を把握した上で、教務部長が学長及び学部長、学生部長に報告することとし、学生部長は教務部長からの報告に基づき、委員会を開催する。

4 委員会は、第2項もしくは第3項の報告を踏まえ、当該行為の懲戒等の処分について審議する。

(1) 委員会は、3分の2以上の出席によって成立する。

(2) 議事は、出席委員の過半数によって決する。可否同数の場合には委員長の決するところによる。

5 委員会は、懲戒等処分該当行為と思われる行為を審議する場合、当該学生に次の各号のいずれかによる弁明の機会を与える。又、弁明の際に必要な証拠（証人による証明を含む）の提出を求めることができる。ただし、正当な理由なく弁明の日時に欠席したときは、当該権利を放棄したものとみなす。

(1) 口頭による弁明。

(2) 文書による弁明。

6 委員会が、懲戒処分相当と決定した場合には、懲戒処分案を定め、その他の教育的措置が相当と決定した場合はその内容を決定する。

7 委員長は、前項の懲戒処分案等を学長及び学部長に報告する。

(自宅謹慎)

第11条 学部長は、非違行為が第6条第1号に規定する退学又は第2号に規定する停学相当することが明白であると認めるときは、処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2　自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入するものとする。

(懲戒処分の決定)

第12条　学長は、委員長から報告された処分案を踏まえ、懲戒処分を行うことが必要と判断した場合は、教授会及び評議会に提出し、意見聴取を行った上で処分を決定する。

(その他の教育的措置の実施)

第13条　学長は、委員長からの報告に基づき、当該学生にその他の教育的措置を実施する。ただし、その他の教育的措置が委員会の審議によらず決定された場合は、学長は、学部長と協議の上、当該学生にその他の教育的措置を実施する。

2　学長は、その他の教育的措置について必要と認める場合、教授会に報告する。

(懲戒処分の執行及び告示)

第14条　学長が懲戒処分を決定した場合には、速やかに当該学生及びその保証人に対して、懲戒処分決定通知書を交付し、懲戒処分を行う。

2　学長は処分の内容を掲示により学内に2週間告示する。ただし、学生の氏名及び学籍番号は明記しない。

(懲戒処分の発効)

第15条　懲戒処分発効日は、当該処分学生及びその保証人のいずれかが、懲戒処分決定通知書を受領した翌日とする。ただし、懲戒処分の期間が定期試験の期間と重なる等、当該処分学生に著しく不利益を与える場合、別に発効日を指定することができる。

(再審査請求)

第16条　懲戒処分の決定を受けた学生は、事実誤認・新事実の発見その他正当な理由がある場合には、必要な証拠（証人による証明を含む）を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。ただし、再審査請求は、懲戒処分発効日から2週間以内とする。

(再審査)

第17条　再審査については、次の各号による。

(1) 学長は、前条の請求を受理した場合、再審査の可否につき、直近の教授会又は研究科委員会及び評議会で意見聴取を行い、これを決定する。

(2) 学長が再審査を可と決定した場合には、直ちに委員会に対し、再審査を指示する。

(3) 学長が再審査を否と決定した場合には、文書により当該学生に通知する。

(4) 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

(5) 再審査の手続きは、本規程の第10条を準用する。

(6) 学長は再審査の結果を踏まえ、既に実施された処分の変更の要否、変更を要する場合はその内容を決定する。

(停学期間中の措置)

第18条　学部長は、停学期間中の学生に対して、学年担当教員等による定期的な面談及び指導を行わせ、その更生に努めるものとする。

2　学年担当教員等は、停学期間中の学生の反省の程度、生活態度及び学習意欲等について定期的に学部長に報告する。

3 学生は、停学期間中、本学の教育課程の履修、試験等の受験及び課外活動への参加ができない。ただし、学部長は教育指導上、必要と認めた場合には、一時的に当該学生を登校させることができる。

4 停学の期間は、学則第15条に定める修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が1か月以内の場合は、修業年限に算入することができる。

(停学の解除及び延長)

第19条 学部長は、期間の定めのない停学（以下、「無期停学」という。）の開始日から1年を経過した学生について、当該学生の反省の程度、生活態度、学習意欲等を踏まえ、無期停学処分の解除が妥当であると判断した場合は、委員会に解除を申請する。

2 委員会は、学部長からの申請に基づき、無期停学処分の解除について審議し、当該学生の反省の程度、生活態度、学習意欲等を総合的に勘案した上で、処分の解除が妥当であると認めた場合は、その審議結果を学長に報告する。

3 学長は、前項の報告を踏まえ、無期停学処分の解除が妥当と判断した場合は、当該教授会及び評議会の意見聴取の上、処分の解除を決定するとともに、当該学生に対して、学部長から停学解除通知書を交付させるものとする。

4 有期の停学は、停学期間満了をもって解除する。

5 前項の規定にかかわらず、委員会は、第18条第2項の報告等を踏まえて、停学期間満了による処分解除の適否を審議し、当該学生の反省の程度、生活態度、学習意欲等を総合的に勘案した上で、処分の解除が妥当ではないと判断した場合は、学長に停学期間の延長を進言する。

6 学長は、前項の進言を踏まえ、停学期間の延長が必要と判断した場合は、教授会及び評議会の意見聴取の上、期間の延長を決定する。

(学籍の異動)

第20条 学長は、第10条第1項及び3項の報告を受けた時は、その後、懲戒処分が決定される期間における当該学生からの自主退学は認めない。

2 停学期間中の学生の休学は許可しない。

(懲戒に関する記録)

第21条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する各種証明書等にはその内容を記載しない。

(読替)

第22条 この規程の大学院生への適用に当たっては、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。

(所管事務)

第23条 委員会の事務は、学務課が所管する。

(改 廃)

第24条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

札幌保健医療大学

Office365 を利用した情報ネットワークの
ガイドライン

V
規則・規程

第2版

【利用に関する留意点】

学生の利用に関する留意点

1. 大学からのメールには目を通すこと

緊急の場合は、学生に付与しているメールアドレスに必ず連絡がされます。緊急時にも即対応できるように、大学から届くメールには普段から確実に目を通すようにしておきましょう。

2. メールによって受信した情報は必ず、掲示板等でも確認をすること

緊急時以外は Office365 による情報発信は補助的なものです。メールで受け取った情報は、必ず掲示板、または教職員に聞くなどして確認してください。

3. 教職員との電子メールのやりとりに関するマナー

- 1) 秘密情報、クレジットカード番号、パスワードなどを電子メールで送信しない。
- 2) 送信した電子メールに対してすぐに返事が来ない場合、相手の事情やインターネット上の障害などによる遅延の可能性を考慮したうえで適切に対処する。反対に、重要な内容の電子メールを受け取った場合は、直ちにその旨確認の電子メールを返信しておく。
- 3) 受け取った電子メールを転送する場合には、その内容と転送する宛先に十分注意する。
- 4) 迷惑メールを受け取った場合、返信・転送は絶対にしないこと
- 5) 電子メールのやりとりは一般的な生活時間を考慮した上で行い、そのことにより相手の日常生活に支障を生じさせることがないようとする。
(例) 睡眠時間帯である夜中にメールを送信するなどは避ける。

教職員の利用に関する留意点

1. 学校教育における掲載データの著作権処理について

授業の過程では、教科書や副読本以外の補助教材を、教員の手により作成することがあります。その際、全て教員自身が創作するだけでなく、既存の著作物を利用して教材を作成する場合も多いと思います。

著作権法では、このような場合に無断で他人の著作物を利用できる例外規定が設けられています。

◇著作権法第35条第1項

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数および様態に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

*ここでいう「授業」とは、教科の授業に限られるものではなく、教育課程上に位置づけられた特別活動、道徳、総合的な学習の時間なども含まれるものと考える。著作権チェックリストをご確認いただき、掲載に際して問題がないかチェックを行ってください。

2. リスクとその管理方法について周知を徹底した上で事故防止の配慮を行うこと

授業等で学生がソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用する場合、学生自身のプライバシー保護、発信する情報の影響する範囲など、リスクとその管理方法について十分説明した上で、事故防止の配慮を十分に行ってください。

3. 授業等で使用する資料の準備について

教職員が講義などで使用する資料は、各学生に印刷をして持参することを指示するのではなく、説明者が印刷等の準備をして配布してください。

4. 学生との電子メールのやりとりに関するマナー

- 1) 秘密情報、クレジットカード番号、パスワードなどを電子メールで送信しない。
- 2) 送信した電子メールに対してすぐに返事が来ない場合、相手の事情やインターネット上の障害などによる遅延の可能性を考慮したうえで適切に対処する。反対に、重要な内容の電子メールを受け取った場合は、直ちにその旨確認の電子メールを返信してください。

- 3) 受け取った電子メールを転送する場合には、その内容と転送する宛先に十分注意する。
- 4) チェーンメール(※)を受け取った場合、返信・転送は絶対にしない。
※チェーンメールとは連鎖的に不特定多数への配布をするように求める手紙。不幸の手紙や幸福の手紙、チェーンレター、チェンメとも呼ばれる。
- 5) 学生はスマートフォンにOffice365の設定をしているため、受け取れる電子メールの形式や文字数に限界があるので注意する。特に添付ファイル付の電子メールやHTML形式の電子メールは、相手が対応していない場合も少なくないので確認をすること。
- 6) 電子メールのやりとりは一般的な生活時間を考慮した上で行い、そのことにより相手の日常生活に支障を生じさせることがないようにする。
(例) 睡眠時間帯である夜中にメールを送信するなどは避ける。

*情報の内容、発信の方法等、ソーシャルメディアに関して不明・疑問な点がある場合は、情報ネットワーク委員会を活用してください。

札幌保健医療大学

ソーシャルメディアガイドライン

V
規則・規程

第2版

札幌保健医療大学におけるソーシャルメディアガイドライン

1. ソーシャルメディアの利用における情報の扱い

ソーシャルメディアでは、「友達設定」「リンク設定」「フォロー」など、他者による招待から付き合いが始まる場合が多くあります。そのような誘いがあった場合、それを安易に受け入れる前に、その利用がどのような結果を生み出すか、好ましい結果や失敗の事例などを良く知り、慎重に対応する必要があります。以下のガイドラインをよく読み、対応について十分理解したうえで利用するようにしてください。

○ 貢献できる参加者になる

皆さんがソーシャルメディアに参加するならば、良識ある態度で参加するとともに、そのメディアに対して貢献できるよう心がけてください。議論を乗っ取り、自分や自分の所属する組織の宣伝に関する情報を投稿することで、議論の方向を転換してはいけません。自分を宣伝する行為は読み手からネガティブに受け取られ、Web サイトやグループから追放されることもあります。

○ よく考えてから投稿する

「プライベート」なソーシャルメディアサイトなどというものは存在しません。投稿がなされた日からずっと後になっても、検索サイトは皆さんの Web 上での発言や投稿した写真を探し当てることが可能です。コメントは転送される可能性もありますし、コピーされる場合もあります。皆さんが発言を削除した後でも、アーカイブシステム（履歴システム）は情報を保持し続けます。ある特定の話題に対して気分を害したり、怒りを覚えたりした場合、その話題について冷静に考えられるようになるまで投稿するのを控えましょう。一時の感情で発言するのは大変危険です。一般的な公の場（すなわち、今もしくは将来の仲間）に対して、快く共有できるような情報だけを投稿するようにしましょう。

○ 発信内容は、将来まで影響する

皆さんは、サイト上の発言や、他者のサイト上の発言に関して、責任を持たねばなりません。ブログでは、著作権の侵害や商標の安易な使用、誹謗中傷や、名誉棄損（法廷で判定される）、わいせつな表現にならないよう責任を持つ必要があります。最近では、就職活動において、雇用者が雇用希望者を Web で検索することが増えてきています。皆さんが Web 上で発言したことが将来自分自身を困らせることがないよう、よく気をつける必要があります。

▽利用上の留意点

【機密性の保持】

札幌保健医療大学や札幌保健医療大学に所属する学生、卒業生、そして皆さんの友人について、守秘義務のある情報や私的な情報について、Web 上に発言してはいけません。どの程度機密性がある情報なのか、発言・投稿する前によく考えてください。

【プライバシーを保護】

ソーシャルメディア上で、本人の許可なく他人の個人名や写真をもちいた議論を行ってはいけません。皆さんのが公共の場で表現しないようなことは、Web 上でも同じように表現してはいけません。

【間違いを正し明記する】

もし皆さんのが誤った内容を発信してしまった場合は、それを認め、先手を打って素早く訂正してください。ブログに記事を載せた場合、先に掲載した記事自体を修正しようとするかもしれません。しかし、修正以前の古い記事をそのまま保持している人もいます。訂正したことを明記することが賢明です。

【他者に敬意を払うこと】

よくない行動について議論する、あるいは特定の考え方や人物を批判する場合、他者に配慮することを十分に心がけて下さい。

【偽名を使わないこと】

誰か別の人になり済まさないこと。匿名による発言であっても、追跡ツールを用いれば、誰が発言を行ったか特定することができます。

○ 結局は、自分自身を守る

自分自身を偽らない一方で、詐欺師や他人のアカウントを奪う「なりすまし」を行う者に悪用されないよう、個人情報を公開しないことが大切です。自分の家の住所や電話番号を掲載しないことはもちろん、パスワードの更新なども定期的に行うことも重要です。また、推理によって個人の情報が特定されないように、発信内容に注意しましょう。

2. ソーシャルメディアにおける安全性とプライバシーの保護について

インターネットは世界中の利用者に開かれています。しかし、扱いを間違えると危険に遭遇することもあります。また、被害者ではなく、知らないうちに加害者になっている場合もあります。ソーシャルメディアのチャンネルを使用する際には、次のようなことを自問するようにしてください。自分自身のプロフィールや個人的な情報、写真を閲覧されないよう、限定公開やプライバシー保護の設定をしましたか？

- ① 自分自身の個人情報について、部分的に閲覧を制限することはできても、完全に制限することはできません。そして、既に誰かが情報を共有してしまっている場合、その情報に対して、皆さんにはもうコントロールする方法はありません。
- ② 個人情報がどのように悪用される可能性があるか考えたことがありますか？

見知らぬ人に皆さんの情報をどれだけ知られても構わないと思っていますか。自分の携帯電話の番号、住所、e-mail のアドレス、時間割、（例えば CD のコレクションのような）所有物のリストなどを公開してしまった場合、皆さんの公開した情報にアクセスする全員が、皆さんのプライベートや大切な空間を保護・尊重してくれるとは限りません。近所の風景写真をアップしただけのつもりだったのに、GPS 情報が付加されていて、住所が判明したという事例もあります。値引きの条件として、携帯電話でメールすることを要求された場合、その値段で、皆さんのメールアドレスを売っていることになることも知っておく必要があります。

- ③ 大切な人が、皆さんのこと、皆さんが公開した記事や写真をもとに評価しても、大丈夫ですか？

皆さんの公開しているプロフィールから、皆さんの学部学科の教員や学内外の友人はどんなイメージを抱くと思いますか。将来、大学院入試の面接官や就職活動の面接者がこのプロフィールを見たら、どんなイメージを抱くでしょうか。皆さんが就職を希望している企業の人はどうでしょう。隣人、家族、両親はどうでしょう。どの情報を公開すべきで、どの情報を非公開にすべきかについて考える必要があります。

- ④ 情報は公共の場で披露しても大丈夫な内容ですか？

皆さんが Web 上で公開しようとするメッセージの内容が、実際に顔を突き合わせての会話や電話、他のメディアによる会話において不適切なものであるならば、ソーシャルメディア上においても同様に不適切です。皆さんが Web 上に掲載しようとしている内容は、新聞や雑誌に明日、あるいは 10 年後に載っても大丈夫ですか。よく自問してください。

⑤ インターネットに発信した情報は取り消すことが困難なことを知っていますか？

冗談のつもりで投稿した発言を撤回することができるでしょうか。インターネットの情報は、様々なコンピュータにキャッシュ（書き込まれた情報に関する記録）としていつまでも残ることがあります。したがって、インターネット上に書き込まれた情報を削除することは大変困難です。皆さんが高いネット上で行った発言は、所定の手続きにしたがって1つ、あるいは複数の検索サイトの情報記録テクノロジーから完全に除去してしまわない限り、インターネット上に残り続けます。すなわち、一度発信した情報を削除することは実質不可能なのです。

⑥ 自分以外の写真や情報に関して投稿する際、きちんと許可を取っていますか？

皆さんは他人のプライバシーを侵害していませんか。誰かを傷つけていませんか。名誉棄損で訴えられる可能性はありませんか。皆さんはネットワーク使用のプライバシー保護のルールに違反していませんか。

⑦ スパイウェアやインターネットウィルスから保護するためのソフトはインストールされていますか？

インターネットのサイトの中には、スパムメールを送るために、皆さんの個人情報を読み取ろうとするものもあります。また、皆さんのパソコンの中にあるデータを破壊することを目的として作られたウィルスに感染するよう、リンクの貼られたサイトもあります。このウィルスは、皆さんと交流のある誰かのパソコンにも感染していきます。

ウィルスなどによる破壊的な攻撃に備え、ポータブルハードディスクやUSBメモリに皆さんのデータのバックアップを取ることを忘れないようにしましょう。

3. 大学名を明示してインターネット上に発信する場合の注意事項・遵守事項

オンラインによる情報交換や共同作業用のツールは、電話や手紙などと比較して、大変安価で簡便に利用できる情報交換の方法です。このおかげで、オンライン上でのオープンな情報交換や学習が促進されています。ソーシャルメディアの技術は私たちの働き方や公教育、あるいは高等教育の方法に変化をもたらしていますが、札幌保健医療大学の方針・指針は大きく変わりません。

大学名を明示してソーシャルメディアなどに発信した場合、情報が独りあるきして興味本位に扱われ、大学の品格や品位を損なう可能性があります。ソーシャルメディアの場合には、マスコミ以上に心配な要素があります。

皆さんのが大学の名前を使ってソーシャルメディア上で発言を行う場合、他のユーザーたちは皆さん個人のことを知らないことを心に留めておくべきです。他のユーザーたちは、皆さんの発言を「大学を代表しての発言」として受け取るかもしれません。皆さんの発言は直接、札幌保健医療大学を反映します。よく気をつけ、礼儀正しく振る舞うようにしてください。

札幌保健医療大学の名前が明示されたソーシャルメディアサイトを立ち上げたり、札幌保健医療大学の学生であることを明記してWebに発信したりする場合には、これまでのガイドラインに加えて、以下のことを遵守してください。

【発信に際して】

▼正確な情報発信に努めること

発言する前に、その発言の内容に虚偽がないことを確かめてください。発言後にその発言の訂正や撤回の旨を投稿するのではなく、発言の前に、情報源に照らし合わせてその情報の真偽を検証することが必要です。皆さんの発信した内容が、自分自身を傷つけるだけでなく、興味本位に扱われて、大学の品格や品位を損なう原因にならないよう、注意してください。

▼発言が偏らないよう注意すること

他民族に対する中傷や、個人を標的にした侮辱やわいせつな発言、そして、札幌保健医療大学のコミュニティに受け入れられないような行為に従事・加担しないこと。また、他者のプライバシーや、政治思想や宗教といった纖細な問題についての発言の際にはよくよく熟考してください。

【ソーシャルメディアサイト（2チャンネルなどの掲示板）を立ち上げる場合】

▼承認を求めること

札幌保健医療大学の名前が明示されたソーシャルメディアサイトを立ち上げたり、そこで発言を行ったりする場合、大学の許可が必要です。また、明示していないつもりでも、相互の情報をつき合わせると、札幌保健医療大学であると特定される場合も同様です。所定の手続きで、承認を得てください。

▼責任を持つこと

皆さんガソーシャルメディアに書き込んだ内容について、最終的に責任を持つのは皆さんです。ただし、札幌保健医療大学を代表してソーシャルメディアサイトに参加することは皆さんの権利ではなく、条件付きで許可されてのことです。したがって、ソーシャルメディアサイトへの発言は慎重に、そして責任を持って取り組んでください。

▼管理人を決めコメントを監視すること

ソーシャルメディアサイトを立ち上げる場合は、不適切な発言が拡大しないように、発言やその内容を定期的に監視できる者を管理人として任命し、サイトの保全に努めてください。管理するほとんどの人がコメントされることを歓迎しています。しかし、コメントが表に出る前に、管理人がそのコメントを閲覧し承認しなければ公開できないように設定しておいたほうが良いと思われます。また、こうすることによってスパムコメントを削除することもできますし、攻撃的、あるいは無意味なコメントをする個人をブロックすることも可能です。

▼札幌保健医療大学のロゴを無断で使用しないこと

皆さんガ大学のロゴを無断で使用することはできません。使用を希望する場合は、必ず大学の許可を得てください。ソーシャルメディアで大学の名前を明示し、ロゴを使用する場合も同様ですが、その場合は別途許可が必要となります。

▼ソーシャルメディアサイトの使用状況の報告

札幌保健医療大学の名前を明示し立ち上げたソーシャルメディアサイトの使用状況を、定期的（3カ月毎）に報告をしてください。不適切な使用状況があると認められた場合は、承認を取り消す場合もあります。

2013/ 5策定

2015/10 改正

札幌保健医療大学学友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は札幌保健医療大学学友会（以下「学友会」という。）と称する。

(目的)

第2条 学友会は学生同士の親睦、福利及び学生生活全般の充実・向上を目指す。

(活動)

第3条 学友会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 学生生活全般の充実・向上に資する活動
- ② 学生間の親睦や福利に関する活動
- ③ 大学との連携に関する活動
- ④ 他大学の学生との交流や情報交換に関する活動
- ⑤ 地域社会との交流や情報交換に関する活動
- ⑥ 学友会資産の維持管理及び運営に関する活動
- ⑦ その他前条の目的に必要な活動

(構成員)

第4条 学友会は札幌保健医療大学の学生全員をもって構成する。（以下「会員」という。）

(会員の権利・義務)

第5条 会員は全ての活動に対して次の権利・義務を有する。

- ① 学友会役員の選挙権と被選挙権
- ② 学友会組織団体への参加の自由な権利
- ③ 学友会又は学友会組織団体の活動に対して自由に意見等を述べる権利
- ④ 学友会の主催する行事に参加する権利
- ⑤ 会計報告を受ける権利と学友会所定の会費を納入する義務
- ⑥ 学友会の決議に基づく執行機関の執行に従う義務
- ⑦ その他学友会所定の諸規則に定められた権利と義務

第2章 学友会設置機関

(設置機関)

第6条 学友会の運営を円滑に進めるために次の機関を置く。

- ① 学友会執行部
- ② 選挙管理委員会
- ③ サークル代表者委員会
- ④ 大学祭実行委員会
- ⑤ 体育大会実行委員会
- ⑥ その他第2条に基づく第3条の活動に必要な委員会

第3章 学友会執行部

(目的)

第7条 学友会執行部は学友会の最高執行機関であるとともに、学生総会において提案された議案を討議のうえ決定し、承認及び決議されたことを執行する機関である。また、学生総会に諮るべき事項以外の行事及びその他活動に必要な事項を審議することができる。

(構成、役割等)

第8条 学友会執行部は、以下の役員で構成される。

- ① 会長（1名）
- ② 副会長（1名）
- ③ 執行委員（若干名）
- ④ 各種委員会委員長（各1名）及び委員（若干名）

2 役員の役割は以下に定める。

① 会長

会長は学友会の会務を統括し、学友会を代表すると共に、大学との交渉を行い、一切の責任を負う。

② 副会長

副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

③ 執行委員

執行委員は若干名をもって構成し、以下の業務を行い、各業務の責任者を置く。

1) 広報業務

執行部会の記録及び学友会広報の業務。

2) 会計業務

学友会及び学友会執行部の会計並びに、学生総会における会計報告の業務。

3) 企画業務

各種委員会と連携した企画運営の業務。

4) 庶務業務

学友会執行部の涉外及びサークル代表者委員会と連携した物品管理の業務。

3 会長及び副会長は、別に定める「札幌保健医療大学学友会選挙管理細則」に基づき、選挙により選出される。

4 執行委員は、会長が任命する。

5 各種委員会の構成、役割は以下に定める。

① 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、各学科の各学年から選出された学友会執行部以外の1名により構成され、「札幌保健医療大学学友会選挙管理細則」に基づき選挙の事務を行う。選挙管理委員は、原則として会員からの立候補制とするが、会員からの立候補がなかった場合は、学友会執行部から無作為に選出するものとする。任期は選挙管理委員会発足時から次期会長及び副会長が決定するまでの間とする。なお、委員長は委員より互選とする。

② サークル代表委員会

サークル代表委員会は、各種サークルの代表者を委員とし、体育館の割り当てや使用方法、物品の取り扱いなどのサークルに関する必要事項を決定する。なお、委員長は委員より互選とする。

③ 大学祭実行委員会

大学祭実行委員会は、大学祭実行委員と学友会執行部で構成され、大学祭を企画・運営する。大学祭実行委員は、会員から立候補制で選出される。任期は大学祭実行委員会発足から大学祭終了時までとする。なお、委員長は委員より互選とする。

④ 体育大会実行委員会

体育大会実行委員会は、体育大会実行委員と学友会執行部で構成され、体育大会を企画・運営する。体育大会実行委員は、会員から立候補制で選出される。任期は体育大会実行委員会発足時から体育大会終了時までとする。なお、委員長は委員より互選とする。

(学友会執行部会、臨時学友会執行部会等)

第9条 学友会執行部会は、毎月1回開催する。

2 臨時学友会執行部会は、会長が必要と認めた場合又は学友会執行部の3分の1以上の要請があった場合、これを開催する。

(招集及び定足数)

第10条 学友会執行部会は会長が招集し、学友会執行部の3分の2以上の出席を以って成立する。

第4章 学生総会

(総会)

第11条 学生総会は、学友会の最高決議機関であり、その決議は学友会の最高意志である。

(審議事項)

第12条 学生総会は、次の事項を審議する。

- ① 基本方針及び活動方針の決定に関すること
- ② 予算に関すること
- ③ 前年度活動報告及び決算報告に関すること
- ④ 会則改廃に関すること
- ⑤ その他学生総会に諮るべき重要事項に関すること

(義務と権利)

第13条 学生総会に関して、会員及び代議員は次の義務と権利を有する。

- ① 会員は総会に出席し、その意思を示す権利を有する。
- ② 総会をやむを得ず欠席する会員は、総会開催日の3日前までに代議員に委任状を提出し、意思を示す義務を有する。
- ③ 代議員は、会員から委任状を受け取り総会に提出する義務を有する。

(公示)

第14条 定例総会・臨時総会の際、学友会執行部が総会の日時・場所・議題を1週間前までに公示し、終了後1週間以内にその決定内容を公示せねばならない。

(招集と定足数)

第15条 定例総会・臨時総会の招集は会長が行い、定足数は全会員の2分1とする。

(定例総会)

第16条 定例総会は年1回、6月末までに開催する。

(臨時総会)

第17条 臨時総会は、次の場合に招集する。

- ① 学友会執行部全体の3分の2以上が要請した場合。

② 全会員の5分の1以上の連署を以って要請がある場合。

(提出議案)

第18条 定例総会及び臨時総会の議案は、学友会執行部が提出する。

2 学友会執行部以外の者が議案を提案する場合は、全会員の10分の1以上の連署を以って、学友会執行部を経て議案を提出することができる。

(決議)

第19条 定例総会及び臨時総会の決議は、出席会員の過半数の承認を必要とする。

(代議員)

第20条 代議員は、各学科の各学年から選出された2名とし、第14条の義務を有している。

2 代議員の任期は1ヶ年とし、その選出方法は、原則として会員からの立候補制とするが、会員からの立候補がなかった場合は、各学年担任からの推薦によるものとする。また、再任を妨げないものとする。

(委任状)

第21条 定例総会及び臨時総会に都合により出席できない学友会役員及び代議員を除く会員は、委任状を総会3日前までに代議員に提出し、その意思を示さねばならない。

2 委任状は所定の紙面に必要事項を書き込むことにより成るものとする。

第5章 会計

(会計)

第22条 学友会の会計は執行委員（会計担当責任者）が行う。

(収入)

第23条 学友会の収入は、会員の納入する会費、寄附金、大学からの助成金及び雑収入をこれにあてる。

2 学友会の入会費を3,000円とする。

3 学友会の会費を5,000円とする。

4 会費は、在学期間中の前期授業料納入時に大学による委託徴収により納入するものとする。

(会計年度)

第24条 学友会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計基準)

第25条 学友会の会計における基準は、別に定める。

(会計交付)

第26条 執行委員（会計担当責任者）は、会計交付に際し統制査定を行い、会長の承認を得る。

(内部監査)

第27条 執行委員（会計担当責任者）は、会計・援助金を交付した各組織団体の会計監査を行う。

2 各組織団体は執行委員（会計担当責任者）の会計監査を受けなければならない。

(情報公開)

第28条 執行委員（会計担当責任者）はその保管する帳簿を、会員が要求する時これを提示しなければならない。

(会計報告)

第29条 執行委員（会計担当責任者）は、学生総会において会計報告をしなければならない。

第6章 任期・解任・解散

(任期)

第30条 学友会執行部役員の任期は、原則として12月1日から翌年11月末日までとする。

(辞任)

第31条 学友会執行部の辞任については以下のとおりとする。

- ① 会長が辞任を申し出た場合、学友会執行部において審議決定し、副会長がこれを会員に掲示を以って告知しなければならない。
- ② 副会長が辞任を申し出た場合、学友会執行部において審議決定し、会長がこれを会員に掲示を以って告知しなければならない。
- ③ 執行委員が辞任を申し出た場合、会長がこれを決定し学友会執行部において承認を得なければならない。
- ④ 前号において、執行委員の後任の必要を認めた場合、会長はこれを任命し、学友会執行部において承認を得なければならない。ただし、任期は前役員の残任期間とする。

(解任)

第32条 職務遂行の意志が無い役員及び学友会の決議に反する行為又は不都合な行為があつた役員は、学友会が解任の申請をすることができる。

2 学友会執行部の解任は、会員の承認を必要とする。その場合、学友会は掲示を以て会員に告知しなければならない。1週間以内に異議申し立てがない場合は承認とし、役員を解任する。

(解散)

第33条 学友会執行部は、次に該当する場合解散しなければならない。

- ① 会長が学友会執行部の解散を決定した場合
- ② 学友会の信任投票の結果、信任投票数が有効投票数の過半数に達しない場合
- ③ 任期満了の時

(信任投票)

第34条 学友会執行部の信任投票は次の場合に行う。

- ① 会長が必要と認めた場合
- ② 学生総会において信任投票を行うことが決議された場合
- ③ 全会員の8分の1以上の連署による請求がある場合

(事務引継)

第35条 任期満了の際はその終了日までに、辞任若しくは解任の際はその日から7日以内に、前役員は新役員に権限と事務の引継ぎを完了せねばならない。

第7章 会則改正

(改正)

第36条 本会則の改正は、学友会執行部によって審議し、会員に掲示を以て1週間告知し、期間中に異議申立てが全会員の3分の1以上に満たない場合は、承認を得たものとする。

(雑則)

第37条 この会則に定めるもののほか、学友会運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は平成26年1月31日から施行する。

附 則

この会則は平成26年7月24日から施行する。

附 則

この会則は平成30年4月1日から施行する。

札幌保健医療大学学友会 選挙管理細則

第1条 本細則は、札幌保健医療大学学友会会則 第8条（構成・役割等）第3項に基づき、学友会執行部役員の選出に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 選挙管理委員会は、学友会執行部のうち、会長及び副会長の選挙に必要な事務を行うものとする。

第3条 選挙管理委員会は、学友会執行部委員によって招集される。

第4条 選挙公示期間は、10月10日から10月30日までとする。

第5条 立候補者の公示期間は、11月1日から選挙当日までとする。

第6条 選挙は、11月11日から11月20日までのうち、選挙管理委員会が決定した1日で行うものとする。

第7条 開票及び結果の公示は、選挙終了後すみやかに行うものとする。

第8条 選挙は、多數決によって当選者を決定する。但し、同数の場合は決戦投票を行う。

第9条 会長立候補者が1名の場合又は副会長立候補者が1名の場合は、信任投票とする。

第10条 不正行為が行われた場合、選挙管理委員会の決定に基づき、当選を無効とする場合がある。

第11条 会長又は副会長に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙を行わなければならない。

第12条 本細則の改正は、学友会会則第37条に準ずるものとする。

附 則

この細則は平成30年4月1日から施行する。